

税金は期限内に納めましょう!

〒028(677)6035 税務課納税係 ☎028(677)6035

町民の皆さんから納めていただく税金は、福祉や教育など身近な行政サービスに使われる大切な財源です。繰り返し納税の呼びかけを行っても納付がない人に対しては、調査の上、差し押さえなどの滞納処分を行います。



■納付相談はお早めに

病気や失業などの特別な事情があり、納付が困難な場合や納付が遅れている人は、お早めに税務課にご相談ください。

■町税はコンビニで納付できます

納期限内であれば、曜日や時間に関係なく全国の主なコンビニエンスストアで町税を納付できます。

■町税の納付には便利な口座振替をご利用ください

口座振替を登録いただくと、納期限の日に自動的に振替を行います。登録の手続きは通帳印があれば行うことができますので、ぜひ口座振替をご利用ください。なお、登録には約1カ月程度を要しますので、お早めに手続きしてください。

町職員 人事異動

(10月1日付)

※カッコ内は前役職
※◎は昇任

- 【課長級】■ 議会事務局長(芳賀中部上水道企業団派遣) 赤羽 光二
 ■ 芳賀中部上水道企業団派遣(企画課長補佐兼情報広報係長) ◎大根田 淳一
 【係長級】■ 企画課情報広報係長(生涯学習課総合情報館係主査) ◎富田 健司
 【主査級】■ 生涯学習課総合情報館係主査(企画課情報広報係主事) ◎山崎 みのり

<9月30日付退職> ■ 議会事務局長 南雲 照夫



栃木県知事選挙 「投票立会人」の募集

〒028(677)1111 町選挙管理委員会 ☎028(677)1111

栃木県知事選挙が11月20日(日)に予定されています。広く有権者に参加していただくため、投票立会人を募集します。

| 立会の種類 | 期日前の立会い | 投票日の立会い |
|-------|---|---|
| 立会場所 | 期日前投票所(芳賀町役場) | 選挙人名簿に登録されている各投票所 |
| 立会日 | 期日前投票期間(11月4日(金)~19日(土))のうち、希望する日 | 投票日当日(11月20日(日)) |
| 立会時間 | 投票時間 8:30~20:00 集合時間 8:15 解散時間 20:15頃 | 投票時間 7:00~20:00 集合時間 6:30 解散時間 20:15頃 ※立会人3人のうち1人は、開票所へ投票箱を移送していただきます。 |
| 立会人数 | 2人/日 | 3人/投票所 |
| 報酬 | 9,500円(源泉徴収あり) 指定口座にお振り込みします。 | 10,700円(源泉徴収あり) 指定口座にお振り込みします。 |
| その他 | 昼食、夕食は事務局で用意します。 | 昼食、夕食は事務局で用意します。 |

【応募資格】

応募時に町内に住所を有し、芳賀町選挙人名簿に登録されている人で、公職選挙法第11条第1項各号(禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行中の人など)に該当しない人。

【応募方法】

町ホームページまたは役場2階総務課の申込書に記入の上、町選挙管理委員会事務局に提出(郵送可:〒321-3392 芳賀町大字祖母井1020番地 芳賀町選挙管理委員会事務局)

【締切】

10月14日(金)17:00必着

【立会人の決定】

応募資格確認後、立会人可否の連絡と日程調整の文書を送付します。
 応募により取得した個人情報は、投票立会人の選任以外の目的には使用しません。

【留意事項】

栃木県知事選挙は執行予定であり、立候補の状況によっては中止となる場合があります。



【Q1】 投票立会人の業務とは?

【A1】 期日前または投票日当日の投票所において、投票が公正に行われているかを見届けることが主な業務です。
 選挙制度や政治等に関する専門知識や経験は不要で、決して難しい内容ではありません。

【Q2】 どのようなことをするの?何時間立ち会えばいいの?

【A2】 業務内容は次の4つです。立会時間などは上の表をご覧ください。
 1 最初に投票する際に、投票箱が空であることの確認(期日前投票の場合、初日のみ)
 2 投票する人が投票所に入場し、投票用紙を間違いなく投票箱に入れ、退場するまでの確認
 3 投票終了後に、投票箱が封鎖されているかの確認
 4 その他、投票手続きの全般に立ち会うことなど